



加 監 発 第 5 3 号
令 和 7 年 3 月 1 9 日

加 須 市 長 角 田 守 良 様
加 須 市 議 会 議 長 田 中 良 夫 様
加 須 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 野 田 誠 様

加 須 市 監 査 委 員 秋 本 政 信

加 須 市 監 査 委 員 竹 内 政 雄

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き、及 び 加 須 市 監 査 基 準 に 準 拠 し、財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 執 行 し た の で、同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 別 添 の と お り 報 告 し ま す。

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助団体、出資団体（4分の1以上の出資）及び公の施設の管理を行わせている団体のうち、監査委員の指定した団体及び法人

対象事業	対象団体	所管部課
シルバー人材センター支援事業	公益社団法人 加須市シルバー人材センター	経済部 産業振興課
農業公社支援事業	株式会社 かぞ農業公社	経済部 農業振興課
社会福祉協議会助成事業	社会福祉法人 加須市社会福祉協議会	福祉部 地域福祉課
コミュニティバス運行事業	コミュニティバス円滑運行協議会	総合政策部 政策調整課

第4 監査の範囲

令和5年度に交付した補助金並びに出資及び指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行

第5 監査の期間

令和6年12月12日～令和7年3月19日

第6 監査の着眼点

補助金交付団体等に対する財政援助団体等監査は、市が財政的援助等を行っている事業が、その目的に沿って適正かつ効果的、効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼として監査した。

第7 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、必要な資料及び関係書類の提出を求め、担当職員及び財政援助団体等から逐次説明を聴取し実施した。

第8 監査の結果

今回の監査では、補助金の交付事務が、加須市補助金等の交付手続等に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき適正に執行されているか否か、補助事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているかを共通着眼点として、補助事業の実施状況等について関係資料等を基に照合を行った。

その結果、出納その他の事務が、財政的援助等の目的に沿って概ね適正に執行されていることが認められた。

補助金は、市が公益上必要であると認めた事業又は事業を行うものに対して金銭的給付を行うものであるが、当該補助金は公金で賄われているものであることに留意し、補助内容等のなお一層の精査及び補助金の適正な執行に努められたい。

また、市が資本金の4分の1以上を出資している法人についても監査を実施した結果、厳しい経営環境の中に置かれているが、今後の安定した黒字化に向けてより一層の経営改善・経営努力を望むものである。

なお、詳細については、個々に述べるものとする。

加須市シルバー人材センター（シルバー人材センター支援事業）

所管課：経済部 産業振興課

1 事業の内容

加須市シルバー人材センターは、次の事業を行うこととしている。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 事業の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 補助金及び決算の状況

加須市は、高齢者の多様な就業の機会の確保等を図るため、公益社団法人加須市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターの運営及びセンターが実施する事業に要する経費に対し、19,000千円を交付している。

(単位:円)

補助対象事業名 (財政援助団体名)	決 算 額	補助金額
シルバー人材センター支援事業 (加須市シルバー人材センター)	経 常 収 益	540,022,517
	経 常 費 用	533,693,007
	当期経常増減額	6,329,510
		19,000,000

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

3 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金交付事務の適正な執行に努められたい。
- (2) 高齢者の一層の社会参加を促進できるよう、目的に沿った効果的な事業を安定的・継続的に展開されるように支援するとともに、センターへの補助金額を含めその在り方について協議を深められたい。
- (3) 引き続き、センターへの適切な指導、助言、事業協力等を行い、センターの円滑な運営に対する支援を図られたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は、おおむね適正に行われていると認められた。
- (2) 引き続き適切な会計処理に努めるとともに、補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に事業を実施し、高齢者の希望に応じた就業の機会を援助できるよう、新規事業の開拓にも積極的に取り組み、安定的・継続的な事業運営に努められた。併せて、地域社会の多様なニーズに十分応えるためにも、より一層の会員の加入促進に取り組まれた。

株式会社かぞ農業公社（農業公社支援事業）

所管課：経済部 農業振興課

1 事業の内容

株式会社かぞ農業公社は、次の業務を営んでいる。

- （1）農地の借り受けに関する事業
- （2）作業受委託に関する業務
- （3）農業用機器の有効利用に関する業務
- （4）担い手育成に関する業務

2 出資金及び決算の状況

加須市は、農地の多面的機能の保全・活用と地域農業の振興を図るため、株式会社かぞ農業公社に、資本金の5分の4に当たる40,000千円を出資している。

(単位:円)

出資対象事業名	出 資 金
農業公社支援事業	40,000,000

○決算状況

(単位:円)

科 目	R 5 (第10期) 1月1日～12月31日
売上高	67,794,947
営業外収益等	2,936,449
収入合計	70,731,396
売上原価	39,738,942
販売費・一般管理費	22,225,033
法人税等	180,000
支出合計	62,143,975
収支（純利益（損失））	8,587,421

3 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

(1) 「株式会社かぞ農業公社」について、農業従事者の高齢化や担い手の不足への対応、また土地利用型農業の持続的発展のため、農業公社が地域農業のセーフティネットとなるよう支援に努められたい。

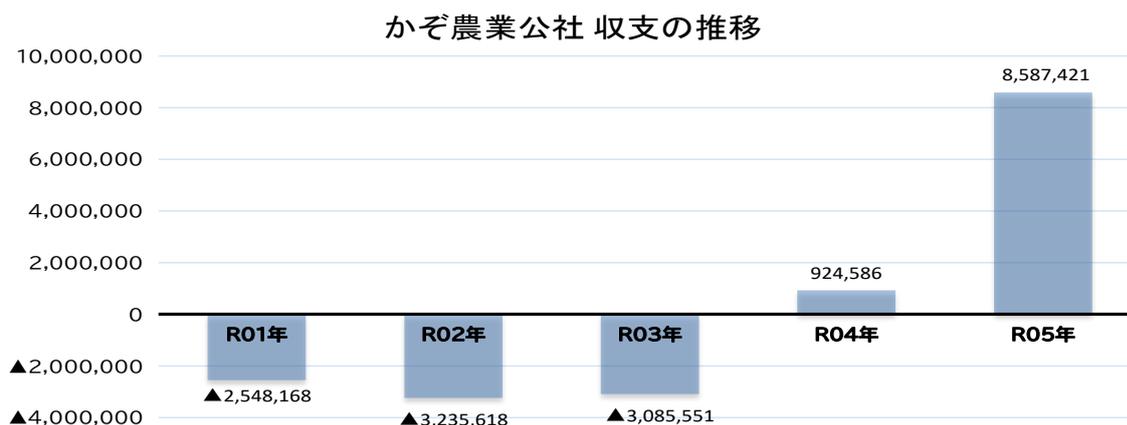
■ 団体関係

(1) 当該事業年度に係る会計の処理に関する計算書（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書等）は、会社法及び会社計算規則に基づき適正に作成されていると認められた。

(2) 市内遠隔地における農作業の受託については、当該地域の中核農家や担い手と連携して作業受委託を図られたい。

(3) 経営に関しては、具体的な行動目標を掲げ鋭意努力されており、稲作については、高温障害やカメムシ被害による減収があったが、収支については2期連続して黒字となった。今後も高温障害に対応した作付けや、カメムシ対策を行い反収の増加など生産性の向上に努められ、安定的な黒字化を目指していただきたい。

(4) 農業従事者の高齢化や後継者が不足している中、地域農業の担い手として、本市の農業振興に尽力されたい。



加須市社会福祉協議会（社会福祉協議会助成事業）

所管課：福祉部 地域福祉課

1 事業の内容

社会福祉協議会は、次の事業を行うこととしている。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 高齢者福祉事業 | (7) ボランティアセンター事業 |
| (2) 児童・母子福祉事業 | (8) 介護保険関連事業 |
| (3) 障がい者福祉事業 | (9) あげぼの園事業 |
| (4) 地域福祉活動支援事業 | |
| (5) 生活困窮者支援事業 | |
| (6) 権利擁護支援事業 | |

2 補助金及び決算の状況

加須市は、地域社会福祉の増進のため、加須市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、社会福祉協議会の運営（人件費及び事務所維持費）及び同協議会が実施する地域社会福祉増進のための事業に要する経費に対し、121,697,000円を交付している。

なお、補助金交付の考え方としては、職員人件費（福祉サービス利用援助事業及び生活福祉資金事業を除く。）及び事務所維持費（騎西及び大利根支所分を除く。）経費相当額としている。

(単位:円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額
社会福祉協議会助成事業	125,769,597	121,697,000

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

3 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金事務の適正執行に努められたい。
- (2) 補助金の対象経費及び補助基準について、補助金交付要綱で明確に示し、目的に沿った効果的な事業が安定的・継続的に展開されるよう、補助金申請の内容を精査するとともに、適切な指導に努められたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は、概ね適正に行われていると認められた。
- (2) 社会福祉協議会は、多様化する社会福祉の中心的な担い手として、役割や機能

を發揮していくことが求められていることから、収支のバランスにも考慮しながら、実施事業の見直し等を含め、経営改善に向けた年次計画等の策定を検討されたい。

- (3) 地域福祉活動の推進役としてこれまで培ってきたノウハウを活かし、社会福祉法人として、安定的・継続的に地域に密着した福祉サービス事業の展開を図られたい。また、地域福祉活動をさらに充実させるためにも自主財源の確保に努められたい。

加須市コミュニティバス円滑運行協議会（コミュニティバス運行事業）

所管課：総合政策部 政策調整課

1 事業の内容

協議会は、次の業務を行うこととしている。

- (1) 加須市コミュニティバスの運行管理に関する業務
- (2) 加須市コミュニティバス予約センター管理運営に関する業務
- (3) 加須市コミュニティバス運行事業費補助金の交付申請等に関する業務
- (4) 加須市コミュニティバス円滑運行協議会運営に関する業務
- (5) その他コミュニティバスの運行に必要と認められる業務

2 補助金及び決算の状況

加須市は、高齢者などの交通弱者のモビリティ確保等を図るため、加須市コミュニティバス円滑運行協議会補助金交付要綱に基づき、協議会の業務に要する経費に対し、110,648,147円を交付している。

(単位:円)

補助対象事業名 (財政援助団体名)	決算額	補助金額
コミュニティバス運行事業（加須市コミュニティバス円滑運行協議会）	137,000,601	110,648,147

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

3 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金交付事務の適正な執行に努められたい。
- (2) 安定的・継続的に展開されるように支援するとともに、協議会への補助金額を含めその在り方について協議を深められたい。
- (3) 引き続き、運行方式等を検討しながら利便性を向上させ、利用が増えるような対応を図られたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は、おおむね適正に行われていると認められた。
- (2) 引き続き適切な会計処理に努めるとともに、補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に事業を実施し、安定的・継続的な事業運営に努められたい。

○コミュニティバス「かぞ絆号」の1日平均利用者数

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
デマンド型 乗合タクシー	北エリア	6.4	6.3	7.6	8.3
	中エリア	47.1	54.9	61.5	69.4
	南エリア	31.3	34.3	37.6	44.7
	小計	84.7	95.5	106.6	122.4
シャトルバス	新古河駅西口発	6.3	6.0	7.3	7.1
	プラザきさい発(※)	4.9	5.2	7.4	7.6
	小計	11.2	11.2	14.7	14.8
循環バス	西循環	10.1	15.1	15.8	13.9
	東循環	44.2	49.2	55.1	61.4
	小計	54.3	64.3	70.9	75.5
合計		150.2	171.0	192.2	212.5

端数処理の都合により小計が一致しない箇所がある。

(※) シャトルバスのプラザきさい発は、令和4年1月から加須駅南口発、令和4年6月から済生会加須病院